

事業所運営で困ったときは (公財) 介護労働安定センター群馬支部がお手伝いします！

(公財) 介護労働安定センターとは？

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく
厚生労働大臣の指定法人です。

まずは下記までご相談ください。

(公財) 介護労働安定センター 群馬支部

TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014

E-mail gunma@kaigo-center.or.jp

URL <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

ホームページをご覧くださいと【情報提供】に「講習会・セミナー案内」「無料相談」が掲載されております。是非ご覧ください。

介護労働安定センター群馬支部

検索



介護労働安定センター群馬支部では
「働きやすい職場づくり」を支援しております。

職場環境改善の支援

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、社会保険労務士・中小企業診断士等
(雇用管理コンサルタント) が対応します。

◆人事制度、賃金体系、就業規則、労働時間、ハラスメント対策等の支援

健康確保の支援

従業員の心身両面にわたる健康確保のため、介護現場に詳しい看護師・産業カウンセラー等（ヘルスコンサルタント）が対応します。

◆腰痛予防対策、感染症予防対策、メンタルヘルス対策等の支援

キャリア形成支援

介護事業所の効果的な研修計画の策定、介護職員のキャリア形成など、介護現場に詳しい専門家（介護人材育成コンサルタント）が対応します。

◆キャリアパス構築、研修体系・階層別研修、リーダー育成等の支援

【令和6年度】

介護業雇用管理等相談援助事業

介護労働安定センター群馬支部では、群馬県より委託を受け「介護業雇用管理等相談援助事業」を実施しております。

この事業は、当センターの職員が日常的に事業所を訪問させていただき相談等を承り、併せて雇用管理分野の専門家を**無料**で派遣するなど、事業所の課題解決のお手伝いをしております。

こんなご相談ありませんか？

雇用管理等に関する相談

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題整備について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどが相談に応じます。

- ・**人事制度** 勤務体系、職務基準、人事考課・評価制度など
- ・**賃金体系** 新たな処遇改善加算、昇給の仕組み整備、賃金体系の整備など
- ・**就業規則** 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法、ハラスメント対策、就業規則の見直しなど
- ・**助成金の活用等** 助成金を活用して雇用管理環境を整備したい。など
- ・**経営全般** 職場環境等要件（生産性向上：業務改善活動体制整備・課題の見える化・ICTの活用など）

健康管理やメンタルヘルス等の相談

介護の職場で働く職員の心身の健康管理のため、看護師・産業カウンセラーなどが相談に応じます。

- ・**健康管理** 腰痛予防や感染症対策など
- ・**ストレス対策／メンタルヘルス** ストレスの軽減方法や精神衛生の確保など

教育・研修にかかるご相談

介護報酬改定に伴う研修等の対応や職場環境等要件に伴う職員の資質の向上・キャリアアップに向けた支援などアドバイスします。

【ご相談事例】

・**研修計画の策定・整備、職員の育成（階層別研修）、キャリアパスの構築、助成金を活用した職員研修計画**
専門家等に直接、個別相談をすることができます。（訪問又は窓口）ご相談の上、検討課題、問題点を整理し、研修内容・計画のお手伝いをします。

【問合せ先】

公益財団法人 介護労働安定センター群馬支部



〒371-0022 前橋市千代田町一丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階
TEL：027-235-3013 FAX：027-235-3014 担当：塩野
e-mail：kaigogunma@kaigo-center.or.jp
URL <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

専門家派遣申込書

法人名			事業所名		
所在地					
実施会場	※住所・施設名等 所在地で開催の場合は「同上」				
電話番号			FAX番号		
メールアドレス	@				
ご担当者名	役職： 氏名：		ぐんま介護 人材育成制度	認証・宣言・未	
主な事業(○で囲んでください)					
1 訪問介護 2 訪問看護 3 訪問入浴 4 通所介護 5 介護老人福祉施設 6 介護老人保健施設 7 特定施設入居者生活介護 8 小規模多機能居宅介護 9 認知症対応型共同生活介護 10 居宅介護支援 11 その他()					
ご相談事項(○で囲んでください)					
区分	1.雇用管理相談		2.健康管理相談		3.人材育成相談
内容	1 人事管理 2 賃金体系 3 就業規則等諸規定 4 助成金の活用 5 経営全般 6 介護ロボット等		1 感染症対策 2 腰痛予防対策 3 メンタルヘルス		1 キャリアパス 2 職員の能力開発の進め方 3 研修プログラム作り
相談内容(具体的に)					
実施方法	対 面(貴事業所・センター) オンライン(ZOOM・Webex)				
ご相談 希望日	第1希望 月 日() (: ~ :)				
	第2希望 月 日() (: ~ :)				

※センター使用欄

実 施 日 時	月 日() : ~ :		
雇 用 管 理 コンサルタント		派遣区分	相 談 ・ 人 材 育 成
センター準備	スクリーン・プロジェクター その他()	利用回数	相談 回目・育成 回目

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了承なしに第三者に提供されることはありません。

【問い合わせ】

(公財)介護労働安定センター群馬支部
〒371-0022 前橋市千代田町一丁目14番1号
橋詰広瀬川ビル2階TEL:027-235-3013 FAX:027-235-3014
E-mail: kaigogunma@kaigo-center.or.jp
URL <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

無 料

〈令和6年度群馬県委託事業介護職員処遇改善加算取得促進支援事業〉

「介護職員等処遇改善加算」個別相談のご案内

～令和6年度「処遇改善加算」は大幅に改定されました～

処遇改善加算の専門家(社会保険労務士など)が貴事業所に直接訪問し、手続きや書類の書き方についてわかりやすくアドバイスする等、新規取得および加算区分ランクアップ等のご支援を行います。

対象事業所

●群馬県内の全ての介護事業所

相談期間

令和6年5月1日～令和7年2月28日

相談回数・時間

1事業所2回程度訪問
1回あたり1.5時間程度

相談費用

無 料

相談内容

○新規の加算算定
○上位区分へのランクアップ
○経過措置対応
○適用猶予要件対応
等々

具体的には



○制度の初歩的な解説から算定まで
○キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの整備
・キャリアパス表の作成、昇給の仕組み等
○新「職場環境等要件」への対応
・生産性向上のための業務改善の取組とは

要素	新加算の要件			新加算の区分			
A	①	月額賃金改善要件Ⅰ	新加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	②	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ペア加算相当の賃金改善(旧ペア加算に相当する額の2/3以上の新たな月額賃金改善)				
	③	職場環境等要件	職場環境の改善(職場環境等要件から7以上の取組を実施)				
	④	キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等				
	⑤	キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等				
B	⑥	キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等				
C	⑦	キャリアパス要件Ⅳ【賃金改善等要件】	改善後の年額賃金要件(改善後の賃金見込み額が年額440万円以上である者が1人以上)				
	⑧	職場環境等要件 【見える化要件】	職場環境の改善(職場環境等要件から13以上の取組を実施) 処遇改善・職場環境改善の状況のHP掲載等を通じた見える化				
D	⑨	キャリアパス要件Ⅴ【介護福祉士等要件】	経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合(※)以上配置 ※:「サービス提供体制強化加算」等の最上位区分において要件となっている、介護職員に占める介護福祉士の割合など				

【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部【担当: 上野・塩野】

〒371-0022 前橋市千代田町1丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階

TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

e-mail kaigogunma@kaigo-center.or.jp

FAX 027-235-3014
(公財)介護労働安定センター 群馬支部

令和6年度群馬県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業の概要

1.概 要

令和6年度介護報酬改定において大幅な見直しが行われた「介護職員等処遇改善加算」の新規算定、既算定事業所の **上位加算区分へのランクアップおよび経過措置・適用猶予要件対応等**について個別の相談対応を行います。具体的には、個別訪問を希望する事業所に対し専門的な相談員(社会保険労務士など)を派遣し、相談・支援を行うものです。

- (1)対象事業所 介護職員等処遇改善加算未取得の事業所および加算区分のランクアップ等を検討中の事業所
- (2)方 法 原則、専門的な相談員(社会保険労務士等)が対象事業所を直接訪問します。
※オンライン実施ご希望の場合は、下記オンライン希望欄にご記入ください。
- (3)相談回数 原則、1事業所1～2回程度訪問
- (4)相談時間 1回当たり1.5時間程度
- (5)費 用 無 料
- (6)実施期間 令和6年5月1日～令和7年2月28日
- (7)相談内容 表面記載の相談内容参照

2.受託先 公益財団法人介護労働安定センター 群馬支部

◆本事業は群馬県からの委託を受けて（公財）介護労働安定センター群馬支部が実施します。

「介護職員等処遇改善加算」個別相談申込書(無料)

相 談 内 容 (該当区分に○)	☐	介護職員等処遇改善加算 新規取得	☐	介護職員等処遇改善加算ランクアップ等 (経過措置・適用猶予対応を含む)
法人名・事業所名				
所在地	〒			
電話番号・FAX	電話番号: FAX			
オンライン希望	有・無	メールアドレス: @		
相談者氏名			役職	

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日() 時 分～
第2希望	令和 年 月 日() 時 分～

※センター記入欄

相談日	令和 年 月 日() 時 分～	担当相談員	
-----	------------------	-------	--

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了承なしに第三者に提供されることはありません。

【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部

〒371-0022 前橋市千代田町1丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階

TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014

【担当： 上野・塩野】